

なり固より個人は財産の権利を有せざるへからず然れども國家の毫も之に干渉する能はずと爲すは則ち不可なり國家の財産と個人の財産と孰れか重き乎國家の財産の重きこと識者を俟たずして知るべきなり故に若し財産の使用及處分に關する個人の行爲にして國家の利益を侵害するの場合に於ては國家の須らく之に干渉すべきなり去れば人民の其所有せる金錢を以て如何なる事物に使用するも敢て妨げなしと雖も其荷も社會の害惡を來すものたる以上之を箝制せざるへからず例之何人と雖も其所有金を以て酒を沾ひ自ら飲み若くは他人を饗應するを得へしと雖も之を以て他人に陷はしめ泥酔に陥れ其意志に反したる調印を爲さしめ若くは投票を爲さしむへからざるなり又は金錢使用の自由あるも以て賭博を爲す能はざるか如き皆是れ公安風紀を維くに必要なるを以て然るものなり其他土地収用の如き租稅徵收の如き國家の利益の爲め個人の財産權を殺ぐの止を得ざる場合極めて多し故に個人の財産權は之れを絶對的に行はしむへからざるなり今自由貿易論者は曰ふ自由貿易は賣買を自由ならしむるものなるか故に財産上個人の權利を全ふするものなりと賣買は固より自由ならざるへか

らす而して貿易を自由にするは賣買を自由にするものなりと雖も此自由にして若し國家に損害を醸し又は國民の發達を阻遏するものあるに於ては之を制限して何の不可か之れあらんや之を詳言せんか若し各人其所有金を其好む所の市場に費すの結果として國民の困危を來し其資産を消耗し其收入を減し其國權を衰弱し其信用を毀損し且つ其存立上充分に外敵を防禦すること能はざるか如き場合あらん如何る各入をして賣買の自由を専らにせしむることを得んや果して然らば自由貿易は縦ひ各人の財産權を全うらしむるものあるとも國民全体の利益を害することあるに於て之を採用す可らざるや知るへし徒に區々個人の權利を偏重して國民全体の利益を顧みざるものは抑近眼者流の見に過ぎず苟も國產發達國力伸張の爲め保護策にして利益あらば縱令幾分乎個人の權利に侵し入ることあるも之を執行するには妨げなきなり

加之自由貿易を行ふときは個人の權利と全ふするに非ずして却て之を侵害するの恐れあると見るなり何ぞや若し國家存立の始よりして自由貿易を施せしならんには或は自由論者の主張するか如き權利上の便益ありしなるへしと雖も苟も

諸國既に保護策を行ふたる以上の之を變して自由貿易を施すことあらん乎權利の上に於て少なからざる侵害を生せざるを得ず既に保護政策の爲め漸々隆盛の域に進みたる産業に従事せる企業家及び勞力者は若し一旦保護策撤去せらるゝに於ては夥しき損害を蒙るを免かれず而して此輩は先に保護策の爲め以て其資本勞力を充分に使用するの權を得利益を獲得するの權を得たる者なり今此權利たる敢て法律上與へれたる既得權と云ふこと能はざるへければとも政府にして保護策を布したる以上は政府は此權を享受せしむる事を産業者と默約したるものと云ふも不可なかるへし而して若し政府保護政策を棄て、自由貿易を施し先に海關稅を以てなしたる保護消滅し去るときは巨額の資金夥多の建物及機械並に其保護されたる事業に従事せる男女の勞力者如何なる状態に陥るべきや其損失を蒙ると蓋し鮮少に非るへし尙ほ此事たる獨り個人の財産及勞力の損害を醸生するのみならず又延て國家の殷富及權力の消長は關係すること大なるへし夫れ然り國家の殷富隆盛と難き個人の財産及勞力上の權利を全ふするの道は自由貿易を採るゝ非ずして却て依然保護政策を施すに如かさるなり

第三節 自由貿易論者は國家ある觀念を缺くもの

あり

自由貿易論者の廣く宇内に付きて立論し全世界を一國視して敢て彼此國との間に區別を爲すことを知らず是れ大なる缺點なりとす在來普通の經濟學者の彼のシュエチーを始めアダム、スミス及びヒセー等の如きも皆人類社會全体に付き其講究を試み毫も一國と云ふ思想を挿入せず全人類の利益幸福を以て其講究の目的物となせりアダム、スミスは著書「諸國民の富の性質及原因」と題したれども各別の國民に付き論するに非ずして廣く人類全社會の凡ての國民に付き論したり即ち此等の諸學者は萬邦を以て成れる共和國と假想し各國の商人は一個の商業的共和國を組成するものと看做して立論し以て通商貿易を論したるなり故に此輩の所謂經濟學の宇内經濟學にして決して國家的經濟學に非ず宇内經濟學の理論を釋明するか爲めには固より利益あるものにして今日の經濟學は全く此の主義を以て完成せられたるものなれば濫りは拋棄すべきに非ず然れども亦國家的經濟學を發達せしむるゝ更に重要なるものなるへし況んや宇内即ち萬邦的の國家の

實際上存在すべきものにあらす今之を史に徴せん乎アレキサンダーの如きシャ
ーレマンの如きナポレオンの如き皆宇内を一統せんと欲して其の効を収むるこ
と能はざりし萬邦的の國家なく國々皆分離獨立し居る以上は其國々を基礎とし
經濟上の議論を講せざるへからず而して各國皆地勢上及歴史上其趣を異にし開
化發達の度等しうらざるを以て其實際上の方策は從て異ならざるへからず萬國
を通して畫一の方策を布く能はざるに更に喋々を俟たず故に甲國は自由貿易を
行ひ乙國は保護方策を施すことあるの勢ひ免れざる所あり然るに自由貿易論者
殊に英國學派の輩は論を絶對的に把り總て萬國を通して同一の理論を適用せん
とするは机上の空論たるに過ぎざるへしリスト氏の著國家經濟論の序に於て
言を爲して曰く余は大に自由貿易に付き惑と生し之か當否を考察するに當り自
由貿易の理論は正當にして謬なしと雖とも其正當なるは唯都ての國民か相互に
自由貿易の主義を行ふ場合にあるのみなりと考へたり此に於て國家なる思想余
か胸裏に浮ひ彼の普通の經濟論は國民と云ふことを參酌せずして唯一方に於て
は人類全体若くは他の一方に於ては各個人と云ふことに付き講究するのみなる

ことを知り既に大に開化し彼我殆んど同等なる産業上の發達を爲したる國々の
間に於ては自由競争の大に相互を利益するものなるへしと雖とも商工業及び
運輸の業に關して未だ他國に劣れる國民に在ては先づ其勢力を養成し而して後
先進の國民と自由競争を爲すを得べきことを明に曉れり云々と夫れ斯の如し曩
に各國皆其發達上異同なきに於ては自由貿易は何れの國に於て行ふとも利益あ
るへしと雖も其否らざるに於ては未だ以て自由貿易は輕々しく之を行ふへから
ざるなるなり即ち國々の異同に従ひ貿易上の政策を異にせざるへからざるなり
彼の英國學派の自由貿易を論して宇内の大法なりと思惟するものは蓋し國家な
る觀念の重んずべきを知らざるの誤に坐するものと謂はざるへからず
以上は自由貿易に對する非難の重なるものあり今や進んで保護政策に對しては
如何なる駁撃あるやを尋ねん

第六章 保護政策に對する非難

保護政策に對する非難の更に益々紛擾を極め其攻撃の點頗る多しと雖も悉く之
を評論するの暇なきを以て以下其重なるものを述へん

第一節 保護政策は自然に背馳し産業の進歩を妨 阻す

夫れ人衆相集り結合体をなす以上は各業務を分擔し各自の勞役を以て作り出したる物品を交換し自他の欲乏を補充するを力むるは自然の然らしむる處にして此勞役及物品を交易するの便法を計圖し先づ天然物たる河川を利用して交通の便を謀り次に道路を開て通信交易を容易ならしめんことを力むるは已に原始の社會に於て見る所なり而して人口及び産物漸々増加するに従ひ粗荒なる道路は井然たる往還となり渡津の變して橋梁となり人又は動物の肩に擔はれたる荷物
は氣車を以て之を運搬することとなり又電信行はれて距離及時刻を短縮することとなり之を駛走せしむることとなり又電信行はれて距離及時刻を短縮することとなり之に至りたるは吾人の知る所なり、總て此等の發達なるものは全く人と人との間の交通を簡便になし且つ人々の勞役及物品の交易に關する妨害物を除去せんとすを唯一の目的として起りたるものなり去れり各人間に於ける自由なる交換即ち換言せば自由貿易は天然の教旨に適合したる方法にして交易上の妨害を最小に

爲すものなるを以て物價を低廉になし従て物品の供給を饒多ならしむるものなり然るに保護策なるもの之れに反し天然の指定外に脱出したる方策にして交換を妨害障阻し爲めに物品の價格を騰貴せしめ従つて欲乏を告げしむるものなり即ち保護制を主張するものは恰も道路橋梁の設置あるを怡はす氣車氣船の迅速にして安全なるを冀はす電信及び新聞紙の利益を望まざるものと異ならざるものにして空しく志想及び物品の交換を簡便にするの法を抛擲するものと謂はざる可らざるなり自由貿易は即ち各自の長する處を相交換し以て自他の便益を計り分業を行て物價の低廉を來すものなりと雖も保護策は之に反して各人己れに適する所を取らずして妄に他人の長所を掠奪せんことを試み遂に自己の損失を醸すを知らざるものなり之を列國の上に付て言へり保護策を行ふ處の國は其國固有の長所を安んぜずして徒らに外國の産業を羨慕し之を奪はんことを企つるものにして結局自己の長所を傷害することと悟らざるものなり嘗て英國に於て猿猴モンキー經濟家と題する快活する一小雜誌の發行ありて巧に保護論者の愚を指示せり該雜誌を見るに猿の兵營ありて六匹の猿各別室にありて其番人より定量の

食物を受取らんとするに當り右の猿は各己れに願與せられたる部分を安んじて消費するを欲せずして各其隣の者の分け前を掠奪せんと試み他の猿か又己れと同等の事と爲すを知らず肆に力を用ゐる其惡意を果さんことを力め斯の如くして猿は各自己の爲め容易に得るものを取らずして力めて他の者の分け前と盜まんとせしかば遂に此争鬪混雜の際其受取るべき食物は大に遺失消耗するに至れりと記せり保護策を行ふもの亦此と擇ふ處なし其天然か己れに贈與したる富を忘れて徒に隣國の富を猜忌して之を掠奪せんことを計り以て自己の生産業を益々困難ならしめ且生産額を僅少ならしむるの愚を爲すものなり而して保護策を把持する政治家は恰も生産業を一層經濟的に且つ安全になすの法を發見するものと正反對の地位を取るものにして生産業を一層費用多く且劣悪ならしむるの道を發明するものに外ならず國民を驅て豊饒なる土地及び産出多き鑛山を棄て、磽确なる土地を耕し産出なき鑛山を採掘するに至らしむるの道を求むる者あり果して斯の如き政策の行へるゝに於ては物價の騰貴物品の缺乏は勿論加ふるに産業の發達何を得て期す可けんや産業の地位の鞏固あらずして今日保護策

の爲め興起したる産業は其保護策撤去せられ若くは税率低減せらるゝ時は勢ひ枯涸せざるを得ざるや故に産業の發達は得て期すへからざるなり之を要するに保護制は天然の作用に皆施したる人爲の方法にして産業の發達を妨げ社會の進歩を退縮せしむるものなり

第二節 外國競争は内國職業の數の減少を來すものなるを故に保護策を布て之を妨げ以て勞力者生計の道を全ふすべしと云ふの誤なり

勞力者の福祉を計るか爲めに勞力を保護すべしとの論は博愛主義の外觀あるを以て保護政策の論旨中稍有力のものなれども深く信憑すべきものに非ざるあり地主及製造家の輩の大聲保護策の取るべきを唱へて曰く保護制は一國の職工をして無制限なる外國競争の爲めに蒙る所の慘毒を免かれしめ之をして職業及び恰好なる賃銀を得せしむるものなりと若し果して斯の如きものにして保護論者の唯一の趣意ならん乎先づ第一着に外國の産物を阻塞し且つ外國の職工を使用せざるに若かさるなり而して保護を熱望する地主及製造家は外國の職工を雇使

することを全廢するならん乎否此輩は外國職工を使用することを毫も阻礙せざるものなり去れり此種保護論者は言行相一致せざるものと云はざるべからず果して保護制は國內に於て勞力者使用の場所を増加するものなるや否や今茲に研究せんに保護即ち制限策は物價の上に付き恰も新機械の發明に全く反對せる結果を有するものなり即ち新機械は物價の下落と來すと雖ども保護策は或る産業をして經濟上不便なる地位に居らしめ且分業の進歩を妨くるか爲めに物價の騰貴を來す者なり今夫れ機械の使用の生産業に使役する人員を減少するものなるや之を實驗に徴するに決して人員を減少するべからずして消費の一般増加するに従ひ又其勞力者の數を増加するの証跡あり一例を取り彼の紡績事業に就て之を云ふも蒸氣機械の使用ありし以前に比し今日に於ては大に職工の増加あるにあらすや去れり若し人ありて今日の紡績機械を破壊し紡車及び織機を代用し職工使役の道を多くせんと欲するものは之を狂漢視して不可なし保險論者は機械を破壊せんと欲するものと同一の誤りに坐するものなり尙詳言せば保護制の物價を高くする爲めに消費を減し従て生産を減し且又職工使役の道を減するもの

なり

次に又保護制を辯護するものは曰く自由貿易可なりと雖も俄に保護制を抛つときは國內の資本及び勞力を損傷するあるを如何せんと是れ蓋し右の機械の發明と同一なり保護制と廢止し自由貿易を行ふは尙舊來の鈍緩なる手先の製造法を廢して敏活なる新機械を使用すると異ならざるものにして一時は損害の從て生じることあるへしと雖も永久に於ては莫大なる利益となるへし苟も一時の痛苦を忍び永世の幸福を需めんと欲するものは保護制を捨て自由貿易を取らざるべからざるなり

第三節 保護政策は實際保護する者に非ず

保護政策は果して保護するものなるや換言すれば外國品の輸入に對し賦課したる租税は内國産業を保護するや否やの疑問の自由貿易論者の大に研究する所に於てグロスベノア氏の如きは既に「保護策は保護するや」と題して一書を篇せり自由貿易論者の曰く保護政策は保護せずと請ふ其理由を述へん今若し保護税を賦課することあらん乎或種の産業は爲めに一時刺衝を受け且産

業家は其製作物の價格の騰貴に依り巨利を博することあるは疑を容れずと雖も之れ全く其高貴なる市價を支辨する所の人民の失費を以て行はるゝ者にして而して其人民は常に内國の消費者なりとす尙ほ此事を明に爲さんか爲め試に米國の實驗に基きたる左の例証を示さん

千八百六十年以降米國の國會は自國の生産者を保護するの目的を以て外國製の鹽に課するに重税を以てし其の輸入を制限し該品の内國産たると外國産たるとを問はず凡て米國の消費者に對する其市價を少なくとも二倍ならしめんことを希圖し此課税の左の如き結果を生じたり米國西部の農夫がチカゴに於て鹽を買はんとするに當り當時チカゴに於ける一等麥の平均市價は課税なきに於ては麥一ブツシエルと以て鹽一バーレルを買ひ取ることを得へしと雖も課税せらるゝに至てハ鹽一バーレルと對し麥二ブツシエルを與へざるへからざることゝあり今若し該海關税は主として國庫の收入を得るを目的として賦課せられ且右の農夫にして其輸入したる鹽を購買せしならんには其塩に對して與へたる麥は國家の爲め利益と與ふるとゝなり以て政府の收入と増加せしむへし然とも茲

に掲けたる場合に於けるか如く唯内國の製鹽家を保護するを目的として重税を賦課したるゝ於ては輸入高及び政府の收入は減少せざると得ず而してチカゴに於て農夫の購買したる鹽の内國製造のものにして製鹽家は此鹽に對し別に政府に租税を納めざるものなり故に上に記したる農夫が製鹽家に與へざるを得ざりし餘計なる一ブツシエルの麥は全く米國製鹽家の利益に歸するものなり製鹽家をして斯の如き利益を爲せしめしは即ち産業を保護するの趣旨に外ならずとあるものありと雖も一考を費せば大に其不可ある悟るへし即ち若し此農夫が製鹽家に餘分の麥を與へざりしならんには必ずや之を已れに利益ある他の事物に使用せしなるへし例之は靴を購はんとて之を靴師に與へしやも知るへかす若し之を靴師に拂ふものどせば製鹽家の事業が奨励せらるゝと同時に農夫及靴師の事業は妨害せられたるものと云ふへし今此事實を示すに商業上の帳簿法を以てせば一層明瞭なるを覺ゆ所謂保護制の下に於ては内國産業と稱するものゝ貸方の方には鹽一バーレル及麥二ブツシエルあり然るに自由貿易の制度を以てすれば鹽一バーレル麥二ブツシエル及靴一足と云ふとゝなる即ち後の場合は前の場

合に比すれば靴一足丈け餘計に生産社會に現出するに至る故に保護策は産業の製作物の失費を以て産業と保護せんとするものにして造作物の増殖と妨ぐるものなり茲に至て保護制の生産上不得策たること知るべきなり而して又保護論者は揚々主張すらく保護制に於ては物品を買ふに高價を以てせざるへからすと雖も其買手が支拂ふ金高は或他の人の職業及び賃銀を増加する爲めに使用せらるゝものありと論ずるものあれども此は極めて淺薄の説なり何んとなれば若し消費者をして高價の物品の代りに廉價の物品を買はしむるとするも長日月の間には其消費者は矢張り物品の高價なる時と同様の金額を支出し其支出したる金額は早晚或物若くは或人の手裡に墜つること明なればなり故に保護の場合に於ては消費者は損失を蒙り而して社會に取り別に其損失を償ふの利益生せさればなり保護説の爲めに製塩家は獨り利益を占むへしと雖とも靴師に取ては毫も恩澤に浴せざるのみならず却て損失を蒙り而して農夫に於ては同一の費用を以て自由貿易の場合に於ては塩と靴とを買ふを得へしと雖とも保護制の時に於ては唯塩を買ひ得るのみなり去れば今假に保護の場合に於ては製塩者の得る利益を二

とせば自由貿易の場合に於ては製鹽者の利益は一にして靴師の利益一なり故に其の占め高に於ては孰れの場合でも異ならずと雖とも農夫に取ては大なる損失あるや明なり農夫として斯る損失を受けしめずして同じ金高を社會に融通せしむることは策の得たるものなるへし

尙之を詳にせん爲めに一の譬喩を擧げん此に盜賊あり旅人の財囊を剝奪し其金を飲酒店に於て消費せり而して旅人か若し其金を所持せし之を他の道に使用せしなるへし去れば唯此事件に關する惡しき點は快樂か悪人の爲め恣にせられたるに止まり全体の占め高の上に於ては何れにするも毫も差異なきなり然れども若し此旅人をして是非とも廉價の物品の代りより高價の物品を買はざるへからざるに至らしめ爲めに旅人は右の金額を剝奪せらるゝことあらば該旅人は管に右の場合の如く其正當なる快樂を剝奪せられたるのみならず尙此に他の不利益なる結果を生ずるを免れず即ち恰も旅人をして銳利の斧に代ゆるに鈍銷の斧を以て仕事を爲さしむると等しき損害を受けしむるものなり故に何時にても商業保護と云ふ口實を以て一人より剝奪して之を他人に與ふる場合に於ては其物と同

一の額は管に掠奪せらるゝのみならず實際之を海中に投したると異ならざるなり
 要するに保護政策は保護の實を擧ぐる能はず唯二三の特別なる産業を利益するに止まり消費者の損害は勿論社會全般に對しては毫も恩澤を被らすものにあらすして却て保護政策と布かざるを以て消費者を始め生産者全体に取ては公平なる保護を受くるに至るものなり

第四節 輸入税は外人之を支辨せよ

保護制は外國人をして一國の租税の一部を支拂ひしむるものなりとの論は保護論者の往々主張する所なり今仮に此論をして正鵠を得たるものとせば必ずや何れの國に於ても斯の如き課税を施し以て租税の一部を外人に負擔せしむるを計るへし若し果して各國一樣に此法を採るとせば自他の國民は相互に對して租税を拂ふこととなり結極毫も利益する處なかるへし故に縱し此説をして正當なりとするも之を行ふて利益なきものなり加之此説は大なる誤謬と陷れるを發見せり請ふ其所以を述べんに抑輸入品の課税は之を消費する者か支拂ふものにして

其消費者は外國人に非ずして物品の輸入を受くる國の人民なり輸入税は外國人をして其の作り出したる産物と輸入税と賦課せる國の産物と交換するの便利を失はしめ痛く外人に損害を與ふるものなりと雖も如何なる輸入税にても外人をして損失を爲して物品を賣らしめ其取引上の平均の利潤より低下せる利潤を以て賣買を爲さしむること能はざるへし何となれば商業貿易は利益を目的とせる者なれば斯る有様に於て到底久しく行はるべき者に非ればなり故に輸入税を賦課せらるゝに於ては輸入品は勢ひ高價に之を賣らざるへからず輸入品の價騰貴する時は之を購買する消費者は高き價を拂はざるへからず然らば則ち輸入税は外人専ら之を支拂ふに非ずして内國の消費者之を支辨するに至る且つ其價格の騰貴は獨り外國輸入品其ものに限らず之れと同種類の内國品も亦從て高價となるに至るべきを以て消費者の損失は決して鮮少に非るへし夫れ然り保護税を行ふことは一般人民の福祉の爲めには策の得たるものに非るなり

第五節 保護制を果して内國産業の賃銀を増加し自由貿易は之を減縮せるものなりや

保護論者は其主義を辨護する爲めに左の説を爲して曰く若し商業上全く制限を廢除するに於ては高き賃銀を勞力者より支拂ふ爲め及び其他産業上の利益を獲得するか爲めに保護策を把りたる國は爲めに勞力を利用するの機會を失ひ他國をして利得を博せしむるに至るへし即ち若し合衆國が自由貿易の政策を採用するに於ては英國は同國に供するに木綿及金屬の製造物を以てし獨逸の毛織物ノバ、マゴチャは石炭西印度は砂糖露西亞は麻及脂肪加那太の木材オーストラリヤは羊毛を以てするに至り諸國の產物斯の如くして頻りに流入するに於ては米國人民が其勞力を用ゆるの場所は大に制限せられ賃銀は低減して外國に於ける賃銀と同等なるに至るへしと此論の一瞥せは頗る允當なるか如しと雖も其實際を顧みれば事實に反し道理に適はざるものなり先第一に米國に於て外國競争に對して保護を享受する所の産業に従事する人民は極めて少數なることを了せざるべからず千八百七十年の同國の調査に據るべ凡そ職業を有する人民の總數は千二百五十萬人にして其各職人は平均三と五分の一の人口を養はざるを得ず而して右人民の中四割七分は農業に従事し二割二分は官吏教師代言人等の事業に九分は

商業及運輸業に二割二分は製造業并に機械及採鑛の事業に従事せり是に依て之を觀れば國內の總職人の中製造業に従事する者各一人に對して他の職業に従事する者四人ある比例となるなり即ち全國中四人の職業者が保護の政策に依り一人を庇保する爲めに課税せられ痛く損害を受け右の一人の其爲めに利益を享くるを得るなり去れば若し保護策撤去の爲め縦しや勞銀の低減を來すとありとするも其の損害を蒙るは全國人民の一小部分たるに過ぎざるへし加之更らに歩を進めて論すれば此勞銀の低減なるもの果して生ずべきや否や換言せば今貿易上の制限を解除するときは勞力使用の道減し債銀減少すべしと云ふの亦容易に信すべからざるなり抑も貿易なるものは當事者双方の物品を交換するものなるか故に假令外國より諸般の物品を多數に輸入せんとするも本國に於て之と交換すべき資料なきに於ては貿易をして成立せしむること能はず外國の產物を受取るらんとせば必ずや本國に於て之に對する產物を作り出さざるべからず去れば自由貿易の行はるゝときは必要上本國生産物の増加を來さざるを得ず此増加ありて物品多額に生産せらるること外國品を受取ることを得へし若し右の増加なから

ん乎外國品の濫に流入せんとするも之に對する產物なきか故に盡く外國品の流入を望むへけんや彼の保護論者が自由貿易の下にあつては外國品の漲溢あるを免かれすと論するものは抑理に暗きものと云はざるへからず且又自由貿易行はるゝときは廉價よして良質なる外國品輸入し來るを以て其生産の業は亦從て擴張せらるへく爲めに其利益増加し賃銀に至ても増加するを得へし縱令賃銀増加せざるも消費品廉價なるに至れば勞力者は大なる利益を受くへきなり斯の如く論し來れば自由貿易は敢て勞力の利用を妨げず賃銀の低下を來さゝること明なるへし然れども尙ほ合衆國に於ける賃銀の貴高なるを見て保護制を以て賃銀を高からしむるものなりと速断するものあり請ふ聊か其然らざる所以を説かん合衆國に於ける賃銀は之を概言せば歐洲に於けるより高きことは固より疑を容れず然れども斯く合衆國に於て勞力に對し支拂ふ所の賃銀の高きことは全く故あることにして蓋し二箇の原因に由るものなるへし

第一合衆國に於ては天然上の利益絶大なるを以て他國と同額の勞力を使用するも一層大なる好結果を収むると得るなり此事たる實に亞米利加開國以來見る所

にして既に二百年以來移殖の巨濤か此國に流入したる所以なりとすハミルトン氏は外國商品の輸入に對する關稅法の設置以前に於て製造に關する有名なる報告をなせしか其報告に於て氏は歐米二州間の賃銀を比較し同種類の職業の賃銀は合衆國に於ては歐洲に於けるより概ね高きことを示せり而して氏は此賃銀の高きを以て決して本國製造の發達を妨碍するものにあらずとせり何となれば起業者即ち製造家は其高き賃銀を支拂ふと得るものなれりなりと米國の賃銀はハミルトン氏の言の如く全く自國産業の容易にして利得多きに基くものにして假令海關稅の制存在せざるも勞力者は高率なる賃銀を得ることを得へし即ち換言すれば米國の賃銀は保護制の必要を唱ふる辯護論とならずして却て保護を不用なりとするの証憑となるへきなり

第二に賃銀をして米國に於て非常に高からしむる他の原因あり現在の海關稅ハ輸入品の價格に對し平均四割の租稅を賦課し而して其輸入品は凡そ二千の貨物にして日常の生計に必要な物品を殆んど網羅せるを以て此等の物品の價格は其輸入品たると内國製作品たるとを問はず總て騰貴するを免かれず或は其課稅

額丈け騰貴し或は其より稍少なき程度まで騰貴するものなりとす果して然らば之を消費する者は是非とも之を得るに高價を支拂はざるべからず去れば若し米國の勞力者にして之を爲め其生計及快樂の物品に對し他國の競争者より更に一層多額を支拂はざるを得ざるに於ては又外國勞力者より一層高き賃銀を受取らざるべからざるなり若し然らざれば米國勞力者は實に不利なる地位に立つものなり而して其賃銀か右の費用の増加と補償するに足るべき高にまで引上げらるゝときは右の勞力者は別に損得なく従前の儘なり然れども斯の如く其費用の増減に比例して賃銀の高低を調理することは通常資本家の爲す所にあらざるか故に米國勞力者は大低常に不利を受くるを免れず然らば則ち米國に於て賃銀高しと雖も是唯名義上高きに過ぎず勞力者は別に得る所なく却て損失を蒙るものなり加之物價の騰貴なるものは上流社會の人民に取ては左まで痛苦を感せずと雖も勞力者に至ては時に或は全く其賃銀を費消し盡さるべからざるに至り其困難鮮少ならざるべし故に名義上賃銀少なきとも勞力者の爲めに寧ろ自由貿易に依り物價の低廉なるに若かさるなり依是觀之は彼の保護論者の揚々主張せ

る米國の勞力者は保護政策の爲め賃銀の騰貴するに依り大に利益を受くると云ふ論の取るべからざることを明にして却て保護策なるものは富人をして益々富ましめ貧民をして益々貧なりしむるの効用を有せる最も殘忍なる計畫と云はざるべからず實に政府が此方法に依り人民より徴収する各種の金圓は細民粒々辛苦の瑣細なる収入又ハ賃銀に對して社會の他の人民が収入に對するよりは一層重き所の負擔を蒙らざるものと云はざるべからず

第六節 保護策は製造品を廉價からしむるを得る

保護政策は所謂製造品と稱するものを廉價ならしむるの傾向ありとは保護論者の常に嘖々止まざる所なり此論に對し最も適切なる答辨は即ち左の如し若し保護策は結局物品の廉價を來すか故に採用すべしとせば寧ろ初より廉價にて物品を購買するを得るの道を取るに若かさるなり且又自由貿易に於ては競争の爲めに種々の發明速に起り生産の費用を節減する方法續々湧起すべしと雖も保護策ハ外國競争上の恐悞を除去する爲めに常に發明を遅延せしむるのみならず又

諸般の改良及發明の新法を適用することを遲滯せしむるものにして保護制の下にあつては生産費用の減少を來したる例証の如きは之を求むること殆んど能はざる所なり今米國の實驗に之を徵せんに同國に於て勞力を節用する機械の發明及其適用を以て特に他の業務よりも優れる産業は農業にして其農業は少しも保護を受くるものに非ず之に反し熾に保護を被り高率なる制限税を以て外國競争に對して庇保せられたる鉄の製造業は遅々として改良の方向に進まず即ち千八百七十二年より同七十三年に至る間オハイオ州の地質調査の報告に據れば當時此の著大なる鐵産出地に於て使用したる溶鐵爐の其の構造取扱及産出額の點に付き英國に於ける最良溶鐵爐と匹敵すべきもの殆んど之れなかりしと云ふ程なり

第七節 國民は必要品に對し他の國民より依頼すへ あらすとの説は非なり

一國の人民は物品殊に日常品の供給に對して他の國民に依頼すへうらすとの論の極めて狹隘なる見解にして貿易の真相を曉らざるものなり凡そ貿易か二國間

間に行はるゝ以上は物品の供給を依頼するは獨り一國のみに限るの理なくして二國相互に依頼するものなり例之若し英國か食料品に付き魯西亞佛蘭西及合衆國に依頼せり又是等の三國の各々は鐵石炭綿布毛織物等に關し供給を英國に依頼するに非ずや故に依頼すると云ふは全く相互の事にして決して一國のみに害を來すと云ふの理なきや明なり若し此依頼てふことを絶無に歸せん乎貿易は之を行ふ能はざるなり加之仮令若し英國よして穀物を産出する所の諸國を多く敵となし穀物の供給を受くる能はざるに至るとも尙は少しく高價を以てせり他の國民より之れか供給を仰ぐべきなり又彼の封鎖の法の如きは稍強大なる國に對しては到底之を行ふこと能はざるものとす夫れ斯の如く物品の供給と外國に依頼するも決して恐るべきのみならず又實際悉く外國品の供給を杜絶せんとするも能はざる所なり英國非穀物條例黨の名士ホックス氏嘗て語て曰く外人に依頼すへからすと云ふことは貴族社會の好んで口にする所なり然れども彼輩縉紳か外國の供給を非難するに當ては其言行一致せざるものと云はざるへからず請ふ吾人として其生活の状態を視察せしめよ其食饌を命するや佛人なる料理人あ

りて之を調理し其衣服を装へんとすや瑞西人なる家僕ありて之に侍す其家に在る貴女は決して英國産の牡蠣中又は見る能はざる眞珠及び其飼養せる家禽の有する能はざる羽毛を以て彼等の身邊を裝飾す其食卓に備ふる食料品の比耳義より來り葡萄の美酒ハラエン及びローンの河畔より到る其眼を樂ましむるものは南亞米加より致せる美花なり其鼻を快くするものは北亞米利加より送りたる葉片なり其馬は亞刺比亞産にして其愛犬はバーナドの産なり其畫樓と修飾するやフランダーの繪畫希臘の肖像を以てす其娛樂を貪らんとするや以太利の唱歌師として獨乙の音樂を弄さしめ且つ之れに調を合せて佛國流の舞蹈を爲さしむへし其昇て法官たるの榮譽を博するや其双肩を飾る貂の皮は英國に産する野獸の脊上に嘗て生せしものにあらず而して其思想に至ても亦外來物の集合より成るものなり其哲學及詩歌は希臘及羅馬に基へし其幾何學はアレキサンドリヤより其美術は亞刺比亞より其宗教はパレスタエンより來れる者なり而して其遂に死するや其墳墓はカールラの鐵山より採掘したる大理石を以て裝置す噫怪むへし此の人ら則ち吾人をして外人より獨立ならめよとの言を發する所の人なりとは

第八節 保護策を施行する法律は動搖するを免れ

を

保護税を賦課する法律の組織の之をして効あらしめんとせば偏頗にして不公平ならざるを得す何となれば若し國民産業上の各般の利益を悉く同等に保護する法律を判定せば其法律たる實際上全く其利益を保護せざるに等しく特別に利益を蒙りたる産業の一もあらざる結果を呈すへし換言せば各般の事物を保護せんには其結果の全く一物も保護せざると異なる所なきに至るへし
夫れ苟くも不公不正なる法律は決して永續するを得ず其偏頗なることと矯制せんとする人類性情の爲め斯る法律の勢ひ動搖せざるを得ず從て産業の種類に依て輕重ある租税を以て保護を施す所の法律を基礎と爲したる産業の仕組は決して確固不動の地位に居ること能はず而して斯の如き鞏固なる地位を有するあるにあらずされは産業の其隆盛を繼續すること能はざるへし之に反し自由貿易の制を把るときは各種の産業の法律の爲め左右せらるることとなり其鞏固なる地位を覆すへき一切の事情の羈絆を脱し獨り自然の事情に従ふに至るへし而して其

天然の情勢なるものは大底之を先見することを得べく之に對して豫しめ警戒を加ふることを得べきなり

以上前後十數回の講義を累ね自由貿易と保護政策との論戰に付き講述したれとも尙は未だ以て餘蘊なしと云ふへからす右に述べたる外通商條約の事相互主義の事及び其の他微細なる議論は數ふるに遑わらずと雖ども其辯難攻撃の委曲に至ては到底得て説述すること能はず且又議論を概畧に止め諸君をして本論に付き考案を試むるの餘地を與へしむるは却て諸君を益すること多かるへしと思惟するなり而し余か本條に於て講義を爲すの目的たる決して自由保護孰れ乎一方を主張せんと欲するに非す全く此二種の政略を兩々相并へ各其議論の大意を諸君に示さんとするに過ぎざるか故に固より不完全たるの嫌を免れすと雖も可及的公平な兩説を列叙せりと信す此議論たる未だ一定不易の定論あるにあらざるを以て諸君に於ては余の述べたる所并にホーセツトバイルス等の原書其他種々の譯書に掲ぐる所を對照して更に各自の所論を確立されんことを希望す

然れとも以上唯兩説を並列したるに止まるときは龍を畫て睛を點せざるの憾あり固より點睛以て活動を得んとするは余輩の任に非すと雖ども以下聊か本論に關係する卑見を陳し注意すべき二三の點を論し結論と爲さん

第七章 結論

余の爰に自由保護貿易論を終るに臨み本論に關し聊か余か腦裏に浮ひたる二三の點を論し一は以て議論に對する批評と爲し一は以て余か卑見の一斑を示さんとす然れとも是れ自家の説に過ぎざるを以て固より不完全の譏は免れざるへしと雖も敢て大過あらずと自信す余は本論に關して先づ立論の基礎と定むるの必要あるを信するなり何となれば其立論の標準にして漠然不定捕捉すへからざるに於ては其議論たる到底正鵠を得る能はされはなり今兩派の論旨を鑑査するに各其立論の基本を異にし其論争の方法を同ふせざるか爲めに紛々擾々停止する所なく各自己に有利なる論法を強て試むるの實に兩派論者の通病なり故に余は進んで自由保護貿易論は如何なる點を基本として立論すべきやを討究し遂に左の如き點に注意せば最も公平なる見解を下すに幾からん乎

第一節 自由保護貿易の論の單一抽象的論をへ

のらす宜しく實体的に考察すへ

自由貿易論者は所謂天然の理法なるものを取て以て其論據となし利己心の作用及び分業競争を爲すの性情並に天賦人權等の説に據り自由貿易の行ふべき所以を主張すれども其前提を爲したる此等の諸件は頗る漠然たるものにして直に信憑すべきものに非ず固より天然の理法は存するあるへし又人類に利己心の動作も天賦の権利も之あるへしと雖も然れども是等のものは必ずしも常に實際の社會に於て明に現出し整然活動するものにあらす例之は利己心に放任すへしと云ふも其利己心は何時にても好結果を生ずるとは限らざるなり又天賦人權と云ふも其人権は決して無制限にて存在することを得るものにあらす或は彼のユートピアの如き單純なる理想を以て創造せられたる國に在ては萬事皆天然の命する所に従ひ個人は十全なる権利を享有し利己心は常に好結果を生ずることあるへしと雖も苟も今日の如き煩雜紛擾千變万化なる社會に於ては到底右の如き茫漠たる抽象的の議論を以て事物を調理すること能はず況んや自然法利己心及天

賦人權説の如きは一時の勢に乗し革命の風潮滔々たりし頃起りしものにして且經濟學者か假に之を以て經濟理論を穿明するの用具となしたるに過ぎざるに於てれや決して之を以て實際の事物と處理する能はざる知るべきなり而して若し自由貿易保護政策の論たる單に紙上の理論に止まらしめ或は假定的の議論を適用して毫も誤りなかるへしと雖も此事たる實際的應用的の問題なるを以て決して空漠の議論を以て之を是非すへからす加之彼の歴史派の學者の如きは或は論して曰く天然理法なるものは經濟上深く憑るべきものにあらす經濟上重すべきものは歴史的理法なりと即ち國民は皆歴史的に發達したるものなれば其社會に處するの法も亦歴史的に據らざるへからす此を以て凡て政治經濟上の考究も歴史的に爲さるへからすと云ふに在り然は即ち歴史に徴して自由保護の當否を斷定せん乎然とも單に歴史及統計の例証のみを引くは往々危険あり例之英國の隆盛は自由貿易に依れりと云はん歟自由貿易を施して貧弱土耳其の如きものあるを奈何せん又米國の富強は保護政策を布きたるか爲めありと云はん歟西班牙の如き勤めて保護を探りしも尙其國勢地に墜ちたるものあるを奈何せん而し

て統計なるものは一の議論を助成するにも又は被却するにも假創するを得るものあるを以て輕々統計に重きを措く能はず去れば單に歴史及統計にのみ徴するは未だ以て正鵠を得たるものと云ふへかたず故に能く注意して歴史上地理上等諸種の事情を始めより實際の利害に考覈して其時と其場所とに付き極めて實体的に攻究することを然るへしと信するなり

第二節 貿易論は國家と云ふを基とすへ

國家は一個の有機体にして無形人なること毫も一個人と異なることなし一個人の社會に立ち能く其自由を保ち敢て他人の爲めに屈辱せられざるか如く國家は能く宇内に立て其獨立を全ふし其勢力を維持増進せざるへからず而して産業の發達と經濟の隆盛と其國家の獨立を保ち勢力を進むるか爲め最も必要なるものにして決して宇内万邦の爲めになすものにあらず往々一國の爲めに計畫する事業にして延て宇内の利益を來すことあるへしと雖とも然とも通常の場合に於ては其利益は必ずしも常に一致せず相軒輊すること極めて多し故に今日生存競争の世に立て能く一國の勢力を進めんと欲せば須らく産業の事項は自國を標準

として之れか發達の道を計らざるへからず彼の漠然宇内主義を取り萬國を以て恰も和氣霽然たる一家の如くに論するものは抑末なり若し各國悉く融解し去りて一國を形造り所謂宇内帝國の存在するに至らばいさ知らず今日の如く各國個々獨立し相競争するの必要あるに於ては凡て政治經濟の理論は廣く宇内の利害に眼光を放たんよりは其國々の利害に留意せざるへからざるなり在來通常の貿易論者は遠く宇内の上をのみ偏見し近く眼前に横はる國家と云ふことを知らず夫の鹿を逐ふの獵夫山を見すと云ふ嫌を免かれざるものと思惟す又餘り狹隘を失し近く一個人にのみ重きを置き只一個人の利益及權利の上より自由貿易の採るべきと唱道するものあれども此は國家の一個人より重すべきを知らざるものなり國家は個人全体の集合より成る有機体なるのみならず尙又其生活の永久なる者なるを以て仮令一個人に利益あるも國家に有害なる事項は決して行ふべきものにあらず又論者あり一個人と一個人及一地方との地方との間に自由貿易を施しなから國と國との間に之を施さざるは頗る解し難きことなりと此論たる一應の理あるか如く現今何れの國に於ても一地方と一地方との間に關柵を設けて

貿易を阻遏するものあるを見すと雖も然とも此の一國と一地方とは自から其性質に差異あることを了知せざるものと云ふへし何となれば一國の獨立を要すれども地方間には獨立の必要なければなり之を譬へんか國の尙ほ人身の如し其中に包含する所の個人及地方なるもの、身體を形造る部分の如し若し其諸部分に交通の自由と許さず心臟と肺臓との間に血液の循環を絶ち胃腑と肝臓との通路を遮断することあらん歟實に愚の甚しきものにして其人をして死に至らしむるより他なきなり故に其一人の身體諸部の間に所謂自由貿易を行はしめざるべからざるの勿論尙其健康を保全し發育を計らんか爲め之に應當なる衣服と若せしめ寒暑を凌ぎ榮養物を與へ以て其諸部分を保護し他の人身と併立せしめ進んで競争を爲すを得せしめざるべからず然り國家は一個の政治的體あり一個人の諸部分の如き人民若くは地方間には自由貿易を許すべきこと固より論を俟たずと雖も尙他の政治的體則ち他の國家に對しては自己を防衛し一國を維持するか爲め須らく自から進んで保護せざるべからず是れ實に國家の獨立を保つか爲め欲くべからざる所なりとす

以上叙述したる如く余を以て之と觀れば自由保護貿易の論は宜しく國家てふ事に着眼して各其得失を推敲し決して彼の茫漠たる宇内主義若くは狹隘なる個人主義を偏重すべからず去れば何れの政策にせよ其國家の爲め必要なるに於ては好しや宇内全局若くは各個人に取て多少損害を及ぼすことありとも之を行ふに敢て踟躕すべからず然らば則ち諸種の産業國家の必要に應じて之を保護せざるべからざるや疑なきなり尙詳言せば各國民發達の状態及其時の必要に應じて保護策を施すを要す例之其國民の産業未だ幼稚にして俄に振起するの望なきよ於ては外國と競争の點に於て保護を與へ提撕誘道怠るべからず又戦争の氣餒熾にして動もすれば國際間の通商上に障礙を來し自他國民間の供給杜塞せらるゝの患あるよ於ては日常の必需品及び軍用品の如きは平素意を用ひて之か産出を圖り國家多事の際に際し決して周章狼狽せざんことを期すべきなり然ども保護貿易は又弊害少しとせず或は消費者として看すや々高價の物品を購買するの止を得ざるに出してしめ又は生産業者をして特殊の恩典に浴さしめ或は場合により輸出税の如き生産業者をして大に不利を受けしむる等其他弊害多々

あると以て若し爲すを得へくんは自由貿易を施行するに如からざるなり故に余は左の如く言はんとす

第三節 自由貿易は目的として保護策と手段なり

自由貿易は最終の目的なり保護政策の之に達するの道途なり若し諸國間に自由貿易行はるゝに至らば實に此上なしと雖も今日の狀況を以て推すに到底之を實際に施すを得るに至るの日の得て期すへからざるなり蓋し今日に於ては各國發達の程度異なるか故に其未だ産業の成熟せざる國に於ては既に完成せる國と自由貿易を行ふの得策に非ざるを以て保護政策を行ふべき既にリスト、ケリー、タムソン、ロッシェルの輩は勿論尙は自由貿易論者の中に數へらるゝ所のアダムスミス、ロッシ、ミル、セバリー等の如きも亦之を是認せり即ち保護策を施すは一時の手段にして經常永久の策にあらず其産業既に發達するに至らば之を撤去し自由貿易を放任すへしと云ふ論は實に諸大家の贊和する所なり然れともホーセト氏の如きは之を駁して曰保護策一旦行はるゝ時は容易に之を廢止するを得す何となれば人民にして一朝保護の恩典に浴するときは其趣味の惚れ難きと以て容

易に之を除棄するとを好まざ且又政府なる者は保護策の執行廢止の時機を決断するに毫も誤なきこと能はされはなり加之ならず保護策行はるゝに於ては人民常に自重心を失ひ妄に依頼心と起し産業の發達を阻害し且諸種の産業者か自個の業に保護を受けんか爲め賄賂苞苴の弊行はれ政治上の敗徳を來すの憂あり故に保護を以て一時の策と爲すは極めて不利益なるものにして決して賛成すへからず云々と蓋し保護策は反對論者の言ふか如き弊害は多少之あるへしと雖も然れども國民一時の便宜上國民の存立上必要なる所以は既に數多の學者の認許する所にして幼稚國に在ては殊に此策に依て産業の振興を計らざる可からざるのみならず且つ又現時世界の情況を觀れば列國相對峙し各外面に温和菩薩の風を裝ふも其内心は惡鬼夜叉の如く各國人民は彼のバイルズ氏の云へるか如く恰も噴火山に棲居の思を爲さざるへからず何時天柱摧け地軸顛れ白日晦暝瘴煙霧砂を降すの慘狀に陥ることなきを保せず若し噴火燄々天を焦すに當らば其火光は獨り一國を照らすのみならず其射線宇内各國に及び通商上諸國皆害毒を蒙るに至るへし然らば即ち日常軍用品等は大抵外國に依頼せずして辯するを得るに

非されは其國の危險最も甚しと云ふへし依是觀之保護政策の今日諸國の上に於て必要欠くへうらさるものにして漫然之を廢棄すへきものにあらさるなり各國略其經濟上の發達と等ふし且天下無事として不和葛藤の懼れなきの日に至らば何の必要あつて保護制を存すべき諸國皆關を撤し柵を除し相提へて共に駘蕩たる陽春を迎ふべきなり然れとも今日の狀勢を以てせば斯る泰平の世の果して何れの日にかて望むべきや余は之を知らざるなり

以上諸君の清聽を煩はせしが本講義は余の最も力を用ゐたる所にして決して一部の書物によるにあらずホーセット、ハイルス、リスト、サムソン、ミルの著書及びローリア氏の政事類典等を涉獵し余の考按を以て講述の順序を立てたるものなれり或は前後錯綜首尾貫徹せざる所あるへし尙は議論の缺漏せる所の如きは他日を待て之を補はんと欲す

自由保護貿易論終

明治二十六年六月五日印刷
全 年六月八日發行

編輯者 矢木山 澤 俊 夫

發行者 小久江 武三郎

印刷者 根 岸 高 光

印刷所 東京市牛込區市谷加賀町一丁目廿三番地
秀 英 舍 工場


發行所 東京市牛込區早稲田 東京 專門 學校

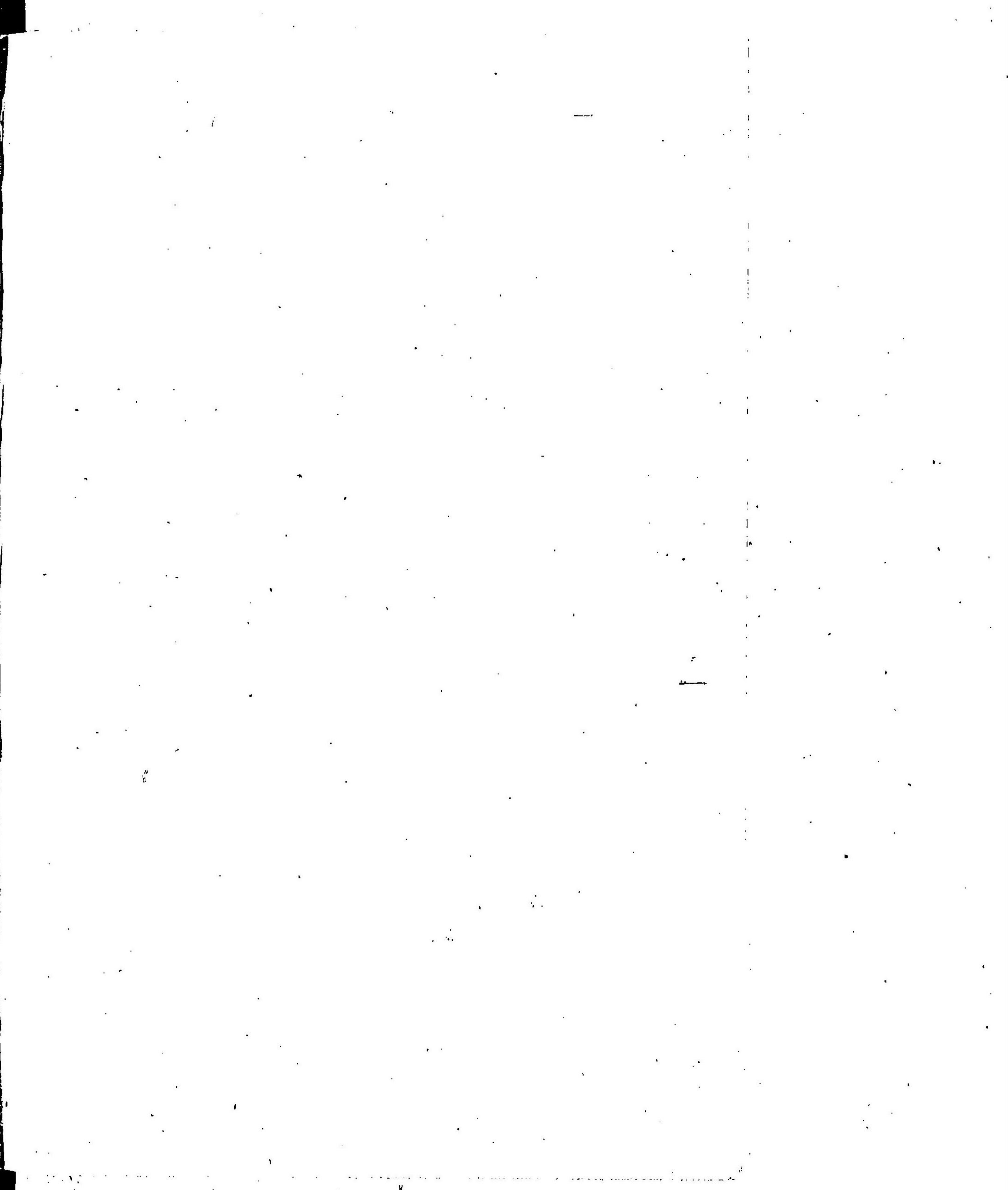
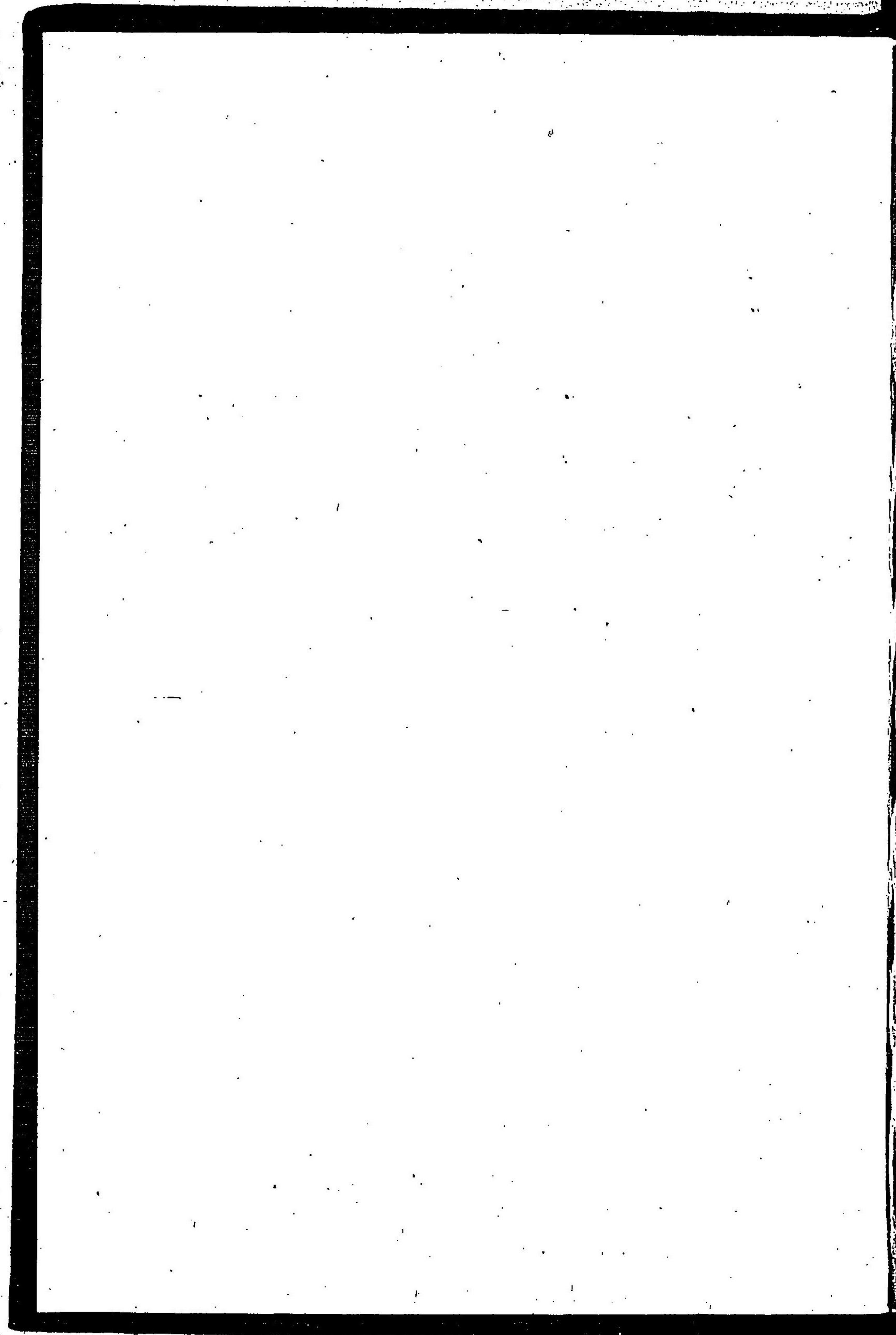
發賣所 東京市神田區一ツ橋通町七番地 有 斐 閣 書 房

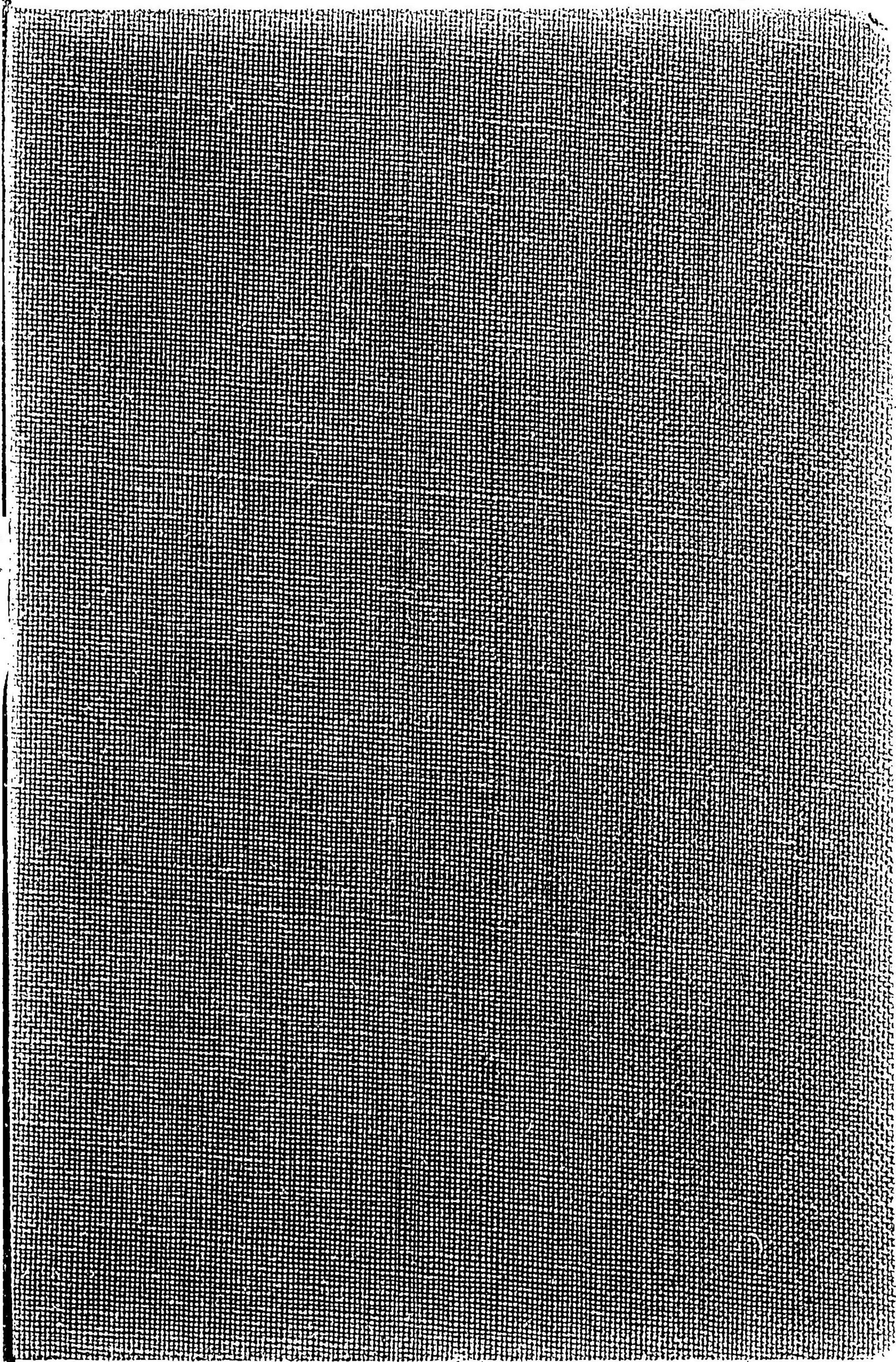
8.4.22

11J52

出
費
...







14

626

310307-000-0

14-626

東京専門学校講義録

山沢 俊夫 編

